

熊本県中小企業関係組合及び組合役職員等知事表彰要項

(趣旨)

第1条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第7号から第9号までに規定する中小企業団体又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」と総称する。)並びに組合及び中小企業等協同組合法第70条に規定する県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)の役員及び職員に対して行う知事の表彰は、この要項の定めるところによる。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、組合のうちその運営が特に優良と認められる組合(以下「優良組合」という。)及び組合の発展に著しく貢献した者(以下「組合功労者」という。)とする。

2 優良組合又は組合功労者として知事の表彰を受けたことのある者は、原則として表彰の対象者とししない。

(表彰の基準)

第3条 優良組合に対する表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) 組合の設立後20年以上を経過し、他の組合に比し事業成績が優秀であること。
- (2) 組合員のための共同事業を活発に行っていること。
- (3) 組合員が組合の事業を十分利用していること。
- (4) 組合の組織及び運営が適切かつ良好であること。
- (5) 組合の経済的基礎が強固で持続性があると認められること。

2 組合功労者に対する表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) 年齢が50歳以上の者であること。
- (2) 役員にあっては組合又は中央会の役員としての経験年数が10年以上、職員にあっては組合又は中央会の職員としての経験年数が20年以上あること。
- (3) 組合の発展に著しく貢献した者であること。
- (4) 組合又は組合員の信望が厚く、人格、識見とも卓越していること。

3 第1項に規定する組合設立後の年数並びに前項に規定する年齢及び経験年数は、表彰を受けようとする年度の4月1日を基準日として算定する。

(被表彰者の推薦等)

第4条 中央会会長は、前条に規定する表彰の基準に該当する者があると認めるときは、推薦書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、原則として毎年4月30日までに知事に提出するものとする。

(1) 優良組合 次に掲げる書類

ア 推薦調書(別記第2号様式その1)

イ 最近の2事業年度の決算関係書類

(2) 組合功労者 次に掲げる書類

ア 推薦調書（別記第2号様式その2）

イ 履歴書

2 知事は、前項の規定により提出のあった推薦書が他の行政庁の所管する組合に係るものであるときは、決算関係書類の提出状況その他必要と認める事項について、所管行政庁に意見を求めるものとする。

（被表彰者の決定）

第5条 知事は、前条第1項の規定により推薦書の提出があったときは、審査のうえ、表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を中央会会長を経由して被表彰者に通知する。

（表彰の時期）

第6条 被表彰者に対する表彰は毎年5月に行う。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、商工労働部長が定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和62年5月6日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 優良協同組合等及び協同組合等功労者知事表彰要項（昭和60年6月13日制定）は、廃止する。
- 3 この要項の施行前において、知事が行った優良組合及び組合功労者に対する表彰は、この要項により知事が行った表彰とみなす。
- 4 この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県中小企業団体中央会会長

優良組合（組合功労者）の知事表彰に係る推薦について

このことについて、熊本県中小企業関係組合及び組合役職者等知事表彰要項第4条第1項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

優良組合名（組合功労者名）

(添付書類)

1 優良組合

(1) 推薦調書 (2) 最近の2事業年度の決算関係書類

2 組合功労者

(1) 推薦調書 (2) 履歴書

(別記第2号様式その1)

推薦調書 (優良組合)

組 合 名		所 在 地		
代表者氏名		設立年月日		
組合員数		出資金の額		
組合の地区				
主な事業				
組合の沿革				
事業の状況				
推 薦 内 容				
区 分	基 準 R . 4.1 現在 (第3条第3項)	組 合 の 状 況	適・否	備 考
1 経過年数 ① 経過年数	(第3条第1項) 設立後 20 年以上経過しているか			
② 事業成績	他の組合に比して 事業成績が優秀か			
2 共同事業	組合員のために共同事業を活発に行なっているか			

<p>《過去に受けた表彰の種類及び内容》</p>				
<p>3 組合員の事業利用</p>	<p>組合員が組合の事業を十分に利用しているか</p>			
<p>4 組合の組織・運営</p>	<p>組織及び運営が適切かつ良好か</p>			
<p>5 組合の経済的基礎</p>	<p>経済的基礎が強固で持続性があるか</p>			

(別記第2号様式その2)

推薦調書 (組合功労者)

氏名 (読み仮名)				
住所				
生年月日 (年令)	昭和 年 月 日 (満 歳)			
組合名及び所在 (設立年月日)	(年月日設立)			
組合役職歴				
審 査 内 容				
区 分	基 準 R.4.1現在 (第3条第3項)	組 合 の 状 況	適・否	備 考
1 年令	(第3条第2項) 50歳以上の者か	・ 歳 (昭和 年 月 日 生)		
2 役員等歴		・ 役員歴 年		
① 役員の場合	組合又は中央会の 役員10年以上	・ 職員歴 年		
② 職員の場合	組合又は中央会の 職員20年以上			
3 功績	組合発展に著しく 貢献した者である か			
◀過去に受けた表彰の種類及び内容				

>>

4 人格・識見等

組合又は組合員の
信望が厚く、人格、
識見とも卓越して
いるか

組合名
代表者名

履 歴 書

年 月	フリガナ		生 年 月 日	(満 才)
	氏名			
	住所			
職 歴				
				現在に至る
団 体 歴				
				現在に至る